

障害福祉サービスの見込量の算定について

1 障害福祉サービスの見込量の設定に当たり、まず、下記の目標を設定する。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現在の入所施設の入所者数の1割以上とすることが望ましい。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までの「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における当該数の一定割合に減少）を設定する。これとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現在の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

2 それぞれの障害福祉サービスの見込量については、下記のとおり。

(1) 訪問系サービス

<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>現在のホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量に乗じた量とする。</p>
--	---

(2) 日中活動系サービス

(日中活動系サービス全体の見込量)

下記の①及び②を合算した数とする。

- ①現在の法定施設(デイサービス及び地域生活支援センターを含む)のサービス利用者及び小規模作業所利用者の合
計数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込み数、地域
活動支援センター及び法定外施設の利用者見込み数を控除した数
- ②退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数

(各個別サービスの見込量)

生活介護	現在の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分4以上又は50歳以上の区分3以上)に該当すると思われる者の数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、小規模作業所利用者等のうち新たに生活介護の対象者と見込まれる者の数を加えた数とする。
自立訓練 (機能訓練)	現在の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して見込んだ数とする。

(続き)

<p>自立訓練 (生活訓練)</p>	<p>下記の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して見込んだ数とする。</p> <p>①入所施設入所者の地域生活への移行の目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の入所施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれる者以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>②地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数(※)。</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>下記の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して見込んだ数とする。</p> <p>①福祉施設利用者の一般就労への移行の目標が達成できるよう、現在の福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる者以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>②養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数</p> <p>③退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数(※)。</p>

(※) あわせて、精神科病院が病床を転換すること等により、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援として、退院可能精神障害者に対して、居住サービスを提供する場合の数を見込むものとする。

(続き)

<p>就労継続支援 (雇用型)</p>	<p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援(雇用型)の対象として適切と見込まれる数とする。</p> <p>設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。</p>
<p>就労継続支援 (非雇用型)</p>	<p>就労継続支援の対象者と見込まれる数から雇用型の見込み数を控除した数とする。設定に当たっては、区域ごとに平均工賃の目標水準を設定することが望ましい。</p>
<p>療養介護</p>	<p>現在の重症心身障害児施設(委託病床を含む)、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、見込んだ数とする。</p>
<p>児童デイサービス</p>	<p>現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、タイムケア事業との役割分担を踏まえた上で、見込んだ数とする。</p>
<p>短期入所</p>	<p>現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量に乗じた量とする。</p>

(3) 居住系サービス

<p>共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)</p>	<p>施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるように見込むとともに、現在の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数とする。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>現在の入所施設入所者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数とする。なお、当該見込み数は、平成23年度末の段階において、現在の入所施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて、設定することが望ましい。</p>

(4) その他

<p>相談支援</p>	<p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を見込むものとする。</p>
-------------	--